

特記仕様書

- 1 事業番号 令和7年度 第1004号
- 2 事業名 分収造林事業（木材生産）
- 3 事業場所 高島市マキノ町小荒路
事業地 No. 1436 小荒路（万治）：旧びわ湖造林公社
- 4 事業期間 自 契約締結日
至 令和7年11月28日

第1条 本事業の実施にあたっては、「分収造林事業等共通仕様書」および「滋賀県造林公社森林作業道開設共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

記

1 事業内容

選木、伐倒、造材、集材、搬出、運搬、素材積込、素材管理（寸検、仕分け）、搬出に必要な森林作業道開設、および病害虫獣防除（テープ巻き）。

※各事業地における間伐方法は定性間伐とし、伐採率は25%以上（本数率）とする。なお、伐採率には劣勢木、被害木、および作業道開設による伐採を含む。

No. 1436 小荒路（万治）

施業区域面積：6.00ha

搬出材積量：360m³（AB材）

作業道開設延長：560m

テープ巻き：6.00ha（600本／ha）

2 森林作業道の路網密度について

今年度事業地内の森林作業道の路網密度はhaあたり200m以内とする。

ただし、路網密度がhaあたり200mを超し250m以内となる場合は、伐採率が材積率35%以内であることを証明するプロットを作成し、プロット内で伐採前、伐採後の材積を計算し提出すること。

3 選木・造材について

共通仕様書参考図書（以下、参考図書）に基づき流通に応じた選木・造材を行うこと。

4 搬出木材の取扱いについて

- ① 伐倒木に設置されている獣害防除テープについては、伐倒前に除去し、できる限り搬出木材に付着させないこと。また、除去したテープは適切に処理すること。

- ② 搬出材積について、適切な管理の下で逐次把握し、監督員に報告すること。
やむを得ず契約数量を超える搬出材（以下「余剰材」という。）がある場合、契約数量の５％までは、契約変更の対象としない。５％を超える余剰材がある場合は、別途契約することを検討する。
- 5 集積場（中間土場）について
中間土場は長浜市西浅井町の広場を想定している。
なお、使用に関しては土地管理者および監督職員の指示に従うとともに、事業完了時には原形復旧し、監督職員の確認を受けること。
- 6 事業地境界について
事業地外周および所有者境界、存置林との境界は杭で明示されているので、これに留意して施業すること。
なお、境界杭が紛失（不明）している等の理由により境界が不明瞭な場合は、公社が示す測量結果で境界を復元すること。また、施業上やむを得ず境界杭を移動させた場合等は施業完了後に杭の復元を行うこと。
- 7 車両の通行について
通勤、木材搬出にあたっては集落内通行車や農耕車に対して十分配慮すること。
また、運搬車両のタイヤに付着した泥により経過道を汚すことのないように留意すること。
- 8 残存木の保護について
作業時には残存木に傷をつけないよう注意し、必要に応じて養生等を行い対処すること。立木に損傷を与えた場合は、公社の算定する賠償額を公社に支払うこと。
- 9 落石等の防止について
作業時の落石および土砂の流出、河川の汚濁については、十分に留意し、必要に応じて防止措置を講じること。
- 10 既設構造物の取扱について
作業道作設、木材の伐採および木材の運搬では、既設構造物を破損させないように十分留意し、必要に応じて措置を講じること。
- 11 関係書類の提出について
別紙「チェックリスト」および「社会保険等加入実態表」を事業実施後もしくは監督職員の指示により提出すること。
また、社会保険等加入状況の実績に合わせ、社会保険料率を変更するものとし、契約変更の対象とする。
- 12 許認可について
当事業地にかかる法規制の状況は、下記のとおりである。伐採面積および作業道延長の増加が見込まれる場合は、必ず、施工前に監督職員と協議すること。

その他、法令を遵守して作業を行うこと。

保安林	該当なし
自然公園	該当なし
砂防指定地	該当なし
文化財	該当なし

13 その他

事業実施にあたり疑義が生じた場合は監督職員に報告を行い、その対応については協議の上決定するものとする。